



名古屋高等検察庁



～真実を見つめ、社会正義の実現のために犯罪に立ち向かう～

検察庁とは？

適正な捜査手続を通じて、**刑事事件の事案の真相を解明**し、真に罰すべきものがあればこれを起訴し、その者の犯した罪に見合った刑罰が科されるように**公判活動（裁判）**を進めていくことで、**社会正義を実現**するという大切な役割を担っています。

業務内容



●捜査公判部門

捜査部門では、刑事事件や交通事件において、**起訴・不起訴の処分**を行うために、検察官の取調べにおいて調書を作成したり、検察官とともに犯罪の現場に行ったり、捜査報告書などの捜査書類の作成を行うなどします。

公判部門では、**裁判で犯罪を立証**するために、証拠を整理したり、証人が裁判所で証言するための準備などを行います。

●検務部門

事件の受理・処理手続、令状の請求手続、懲役刑の執行手続、証拠品の受入れや処分、罰金の徴収、事件記録の保管や廃棄などの事務を行います。

●事務局部門

給与の計算や支給、各種休暇の取得手続、勤務時間の管理、業務で使用する物品の購入など、検察庁の業務が円滑に行われるための事務を行います。



勤務地・異動

◆異動

1～3年の周期で各部門を異動

◆勤務地

原則は採用された地方検察庁及びその支部内（県内）での異動となります。

また、本人の希望や能力に応じて、高等検察庁管内の他の地方検察庁のほか、法務省（本省）や最高検察庁などの上級庁等で勤務することもできます。

金沢地検

富山地検

福井地検

岐阜地検

名古屋高検
名古屋地検

津地検

名古屋高検管内の
採用実績はこちら↓

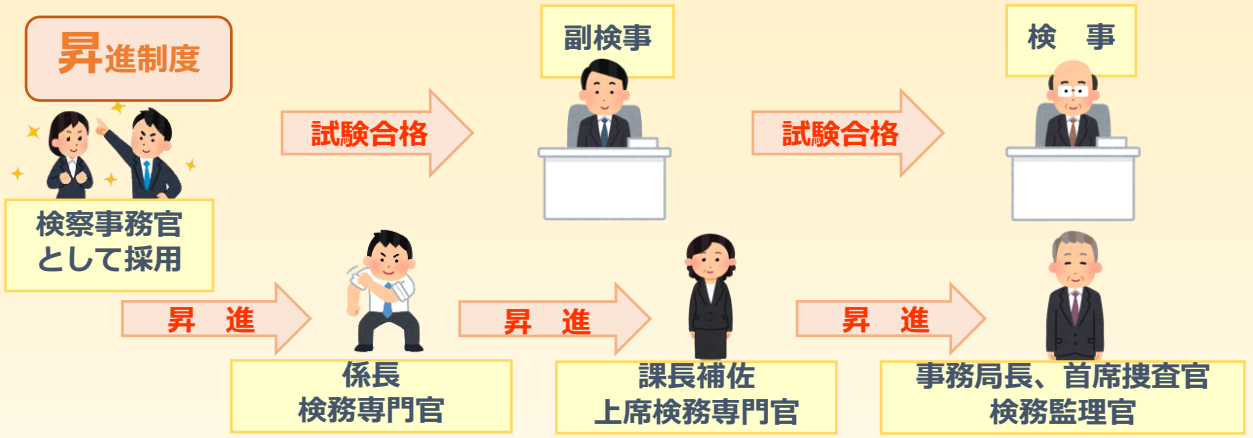


年度	大卒程度試験	高卒者試験
令和5年度	26 (13)	10 (5)
令和6年度	27 (12)	9 (1)
令和7年度	30 (14)	2 (1)

※（ ）は女性の採用人数



昇進制度



先輩職員の声



私は採用2年目に**事件担当**として、警察から送致される事件の受理や検察庁における事件処理を行っていました。

事件受理では警察が送致する事件記録を受理し、検察庁の捜査が始まり、事件処理では検察庁としての処分を行い、検察庁の捜査が終わります。

検察庁における捜査の最初と最後を担う重要な事務であり、**検察庁の根幹に携わっているということを実感し、やりがいを感じます。**

採用時点で法律知識がなくても、**研修制度を通じて法律知識を身につけることができるので、捜査公判に興味がある方はぜひ検察庁に来てください。**

(令和4年採用)

私は、採用2年目から3年目にかけて**立会事務官**として、検察官の捜査補助をしていました。

立会事務官の仕事は、**取調べの立会い、書類の作成、関係機関との連絡、調整に加え、携帯電話に残されたデータの解析や防犯カメラ映像の確認**といった事件の重要な証拠に触れながら、**検察官と共に事件の真相を追求できる、とてもやりがいのある仕事です。**

少しでも興味のある方は、ぜひ業務説明会に参加してみてください。

(令和5年採用)



名古屋高等検察庁



検察庁にはいろいろな部署があるから
様々な経験を積むことができるね！
研修制度も充実しているから安心だ！



〒460-0001 名古屋市中区三の丸4-3-1 名古屋高等検察庁人事課
☎：052-951-1581(代表) ☑：ppo21-jinjika.v3e@i.kensatsu.go.jp